

垂水市と名間郷公所の都市間交流に関する覚書

垂水市と名間郷公所（以下「双方」という。）は、両地域の都市交流及び友好関係を促進するための各種計画の発展を目的として、ここに協力に関する覚書を共同で締結し、以下のとおり合意する。

- 1 双方は、商業往来の促進、及び農産物・畜産物・水産物等における相互扶助・相互利益の成果を拡大する機会を創出するために協力することに合意する。
- 2 双方は、関連する商業及び産品の分野・テーマにおいて、以下の項目を含む各種の国際交流計画を実施することに合意する。
 - （1）観光及び産業の国際的マーケティング計画における協力
 - （2）双方の産業インキュベーション（育成）の国際的な展開に関する協力
 - （3）市民、教育・学術機関、及び学生間における情報を通じた友好的な交流
 - （4）その他、双方が認定し合意した都市交流協力事項
- 3 双方は、前条に基づき各種の実質的な交流計画及び活動を実施することを決定し、当該計画又は活動の詳細について協議を行う。
- 4 本覚書は、双方の代表者が署名した日から効力を生じ、有効期間は5年間とする。いずれか一方が本覚書の終了を希望する場合は、6ヶ月前までに書面にて相手方に通知しなければならない。本覚書の終了は、終了前に双方が既に合意した交流協力計画に影響を及ぼさないものとする。また、双方から異議がない場合、本覚書の有効期間は自動的に延長されるものとする。
- 5 本覚書は、双方の相互の合意により、必要な修正及び更新を行うことができる。
- 6 本覚書は2通作成し、同等の効力を有するものとする。双方がそれぞれ1通を証拠として保有し、双方の署名日から効力を生じるものとする。

2026年7月1日

垂水市長

尾脇雅弥



名間郷長

陳翰立

